

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

武 蔵 村 山 市

この武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成 27 年 4 月 1 日の組織改正による編成に合わせて作成しています。

目 次

はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 新型インフルエンザ等対策の取組の経緯	1
3 東京都の行動計画	2
4 武蔵村山市の行動計画の策定	2
第1章 基本的な方針	3
1 対策の目的	3
2 計画の基本的考え方	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	8
第2章 国・都・市等の役割	9
1 基本的な責務	9
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	11
第3章 対策の基本項目	17
1 サーベイランス（監視体制）への協力・情報収集	17
2 情報提供・共有	17
3 市民相談	20
4 感染拡大防止	20
5 予防接種	23
6 医療	26
7 市民生活及び経済活動の安定の確保	27
8 都市機能の維持	29
< 緊急事態宣言時の措置 >	33
第4章 各段階における対策	39
1 未発生期	39
2 海外発生期	44
3 国内発生早期	50
4 都内発生早期	54
5 都内感染期	59
6 小康期	65

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のインフルエンザウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 新型インフルエンザ等対策の取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患（りかん）したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性インフルエンザ並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性

が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

政府は、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25 年 2 月 7 日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「政府ガイドライン」という。）を平成 25 年 6 月 26 日に策定した。

3 東京都の行動計画

東京都（以下「都」という。）は、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17 年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19 年 3 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成 22 年 3 月に「都政の B C P（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とすべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 7 条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を作成した。

4 武蔵村山市の行動計画の策定

武蔵村山市（以下「市」という。）では、政府及び都行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 21 年 9 月に「武蔵村山市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 26 年 3 月に「武蔵村山市新型インフルエンザ業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画や都行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応について、市は既存の行動計画を改定し、特措法第 8 条の規定に基づき、「武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定するものである。

本行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、この計画は、今後、国や都の動向を見ながら適時適切に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高く、感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、市民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態となり混乱を招くことから、感染拡大を可能な限り抑制し、感染のピークを遅らせることが必要である。以上のことから、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

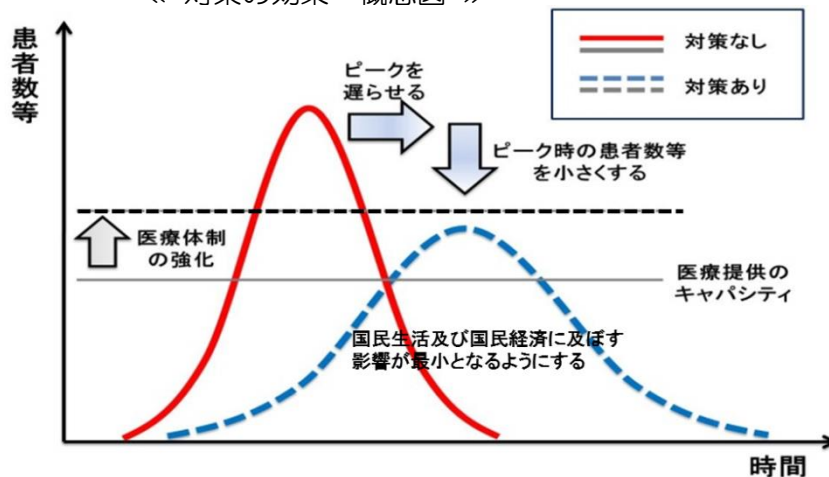
① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供体制の対応可能な範囲を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の策定、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

《 対策の効果 概念図 》



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

2 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、市、市民等の役割を示すとともに、医療機関や事業者等の新型インフルエンザ等への対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、市の地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、国や都の動向を見ながら、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育及び訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて変更を行っていくこととする。

(5) 計画の変更

本行動計画の変更に当たっては、特措法第8条第8項の規定により、都（保健所を含む）、医療関係団体等その他の関係機関に意見を聴くこととする。

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになり、都市化の進行、人口の集中及び国際的な輸送・交通網の発達等、過去の流行と比べ、感染速度はより早く、感染範囲はより広くなり、患者・重症患者の発生数もより上回ることが予想される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を図る上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

本市における被害想定は、都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、「都民の約30%が罹患する」という都の推定を基に流行予測を行った。

<流行規模・被害想定>

1	本市の人口	71,991人（平成26年4月1日現在）
2	罹患割合	市民の約30%が罹患
3	患者数	21,597人
4	健康被害	<p>(1) 流行予測による被害</p> <p>①外来受診者数 21,597人</p> <p>②入院患者数 1,660人</p> <p>③死亡者数 80人(インフルエンザ関連死亡者数)※</p> <p>(2) 流行予測のピーク時の被害</p> <p>①1日新規外来患者数 280人</p> <p>②1日最大患者数 2,129人</p> <p>③1日新規入院患者数 21人</p> <p>④1日最大必要病床数 151床</p>

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に対応できる取組を基本としつつ、様々な病原性、感染力の新型インフルエンザ等に弾力的に対応できる取組を明示している。

健康被害について、外来受診者数の想定は、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして被害予測を行った。入院患者数の想定は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考とし、死亡者数の想定はアメリカでのアジアインフルエンザ等の死亡率を参考に、それぞれ算出している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画に定める「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期（都内では未発生）」「都内発生早期」「都内感染期」及び「小康期」の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なるため、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを三つのステージに更に区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、必要に応じて国と都が協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

なお、政府対策本部が都を対象に緊急事態宣言をした場合には、都対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

《 新型インフルエンザ等の発生段階 》

政府行動計画		都行動計画		状 態	
国	地方	市行動計画			
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第1ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第2ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第3ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中であり、かつ、入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

都や近隣市町と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民に対する予防接種（特措法第46条）、都知事が医療関係者へ医療等の実施の要請を行うよう求める（特措法第31条第5項）、都知事は臨時の医療施設の開設（特措法第48条第2項）、物資及び資材の供給の要請等の実施（特措法第50条）に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、特措法その他の法令の根拠があることを前提として、国及び都との連携の上、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、都対策本部及び近隣市町の新型インフルエンザ等対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、的確に対策を推進するものとする。また、都による新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合には、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市対策本部長」という。）から東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、速やかに所要の要請を行う。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国・都・市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関（※1）が実施する新型インフルエンザ等への対策を支援することにより、国全体としての態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、国際協力の推進を図る。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁会議」の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を強力に推進する。

更に、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、登録事業者（※2）に対して実施する特定接種を速やかに進める。

※1 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣公示により指定される機関。

※2 「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等の対策を推進する。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制等、都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、市行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整等、発生に備えた対策を推進する。

また、感染症法に基づく発生動向の監視については、東京都多摩立川保健所（以下「保健所」という。）等から最新の情報を逐一収集するとともに、必要な情報を速やかにホームページ等で情報提供し、市民や事業所等に対して継続的な普及啓発に努める。

発生時には、国の基本対処方針に基づき、都や近隣の市町と緊密な連携を図り、感染拡大の抑制、市民への予防接種や生活支援等、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、市や都が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、国、都及び市からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

(1) 実施体制の整備

本市の新型インフルエンザ等対策については、平成 24 年の特措法制定に伴い、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成 25 年条例第 14 号）を制定し、全庁を挙げた実施体制を整備した。

(2) 対策の推進

平常時においては、必要に応じて、庁内に組織する新型インフルエンザ等対策会議及び連絡会議を開催し、情報共有や今後の方針の確認など、新型インフルエンザ等への発生に備える。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置される。

また、緊急事態宣言が発出されたときは、市は直ちに市対策本部を設置することとなるため、市対策本部においては、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、特措法で定められた事項やその他必要な事項を武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

なお、緊急事態宣言が発出されない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなど、必要に応じて、市対策本部を設置し、必要な対策を講ずるものとする。

(3) 市対策本部の構成

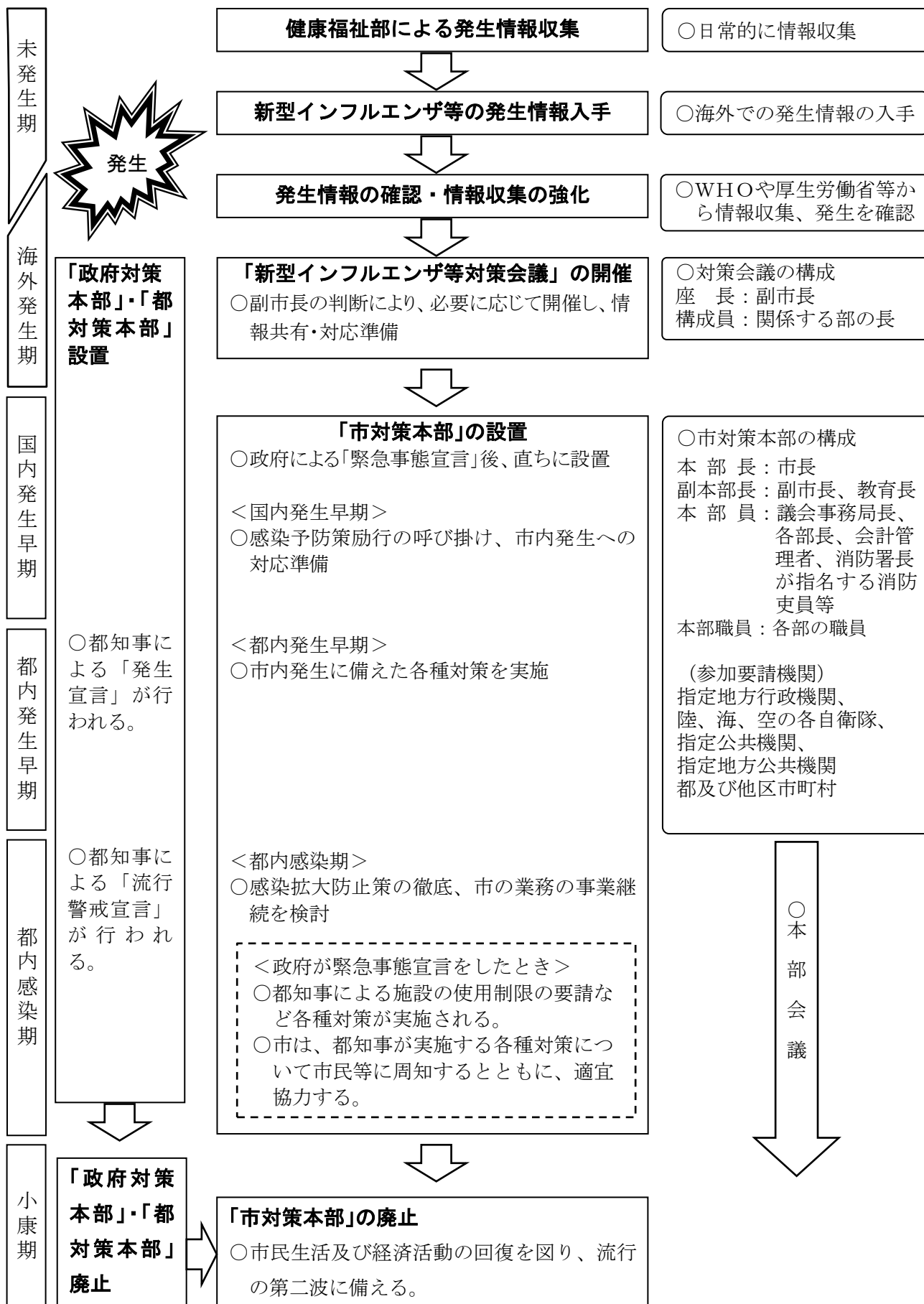
ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、市対策本部の職員を指揮監督する。また、本部長は、市対策会議及び市対策連絡会議を設置する。
- ・ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、議会事務局長、各部の長（担当部長を含む。）、会計管理者、消防署長が指名する消防吏員等をもって充てる。
- ・ 市対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

イ 市対策本部会議

- ・ 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集する。

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



(4) 市対策本部各部の事務分掌

部の名称	分 掌 事 務
企画財務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等に係る広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡及び情報提供に関する事。 3 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 4 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財政に関する事。 5 市営住宅の維持管理に関する事。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。 7 その他特命に関する事。
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁舎の入庁管理に関する事。 2 本庁舎の維持管理に関する事。 3 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関する事。 4 車両の調達に関する事。 5 基幹系システムの維持に関する事。 6 職員の感染予防等に関する事。 7 職員の予防接種（特定接種に限る。）に関する事。 8 職員の動員及び給与に関する事。 9 国、都等との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関する事。 10 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関する事。 11 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関する事。 12 火災、救助及びその他災害に係る活動の維持に関する事。 13 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。
市民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬許可証及び火葬許可証の発行に関する事。 2 緑が丘出張所の利用者の感染予防等に関する事。 3 緑が丘出張所の維持管理に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。
協働推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 野生鳥獣の監視に関する事。 2 家畜伝染病の情報収集等に関する事。 3 資源及びごみの排出抑制に関する事。 4 湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合の連絡調整に関する事。 5 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関する事。 6 自治会との連絡調整に関する事 7 中小企業、農業団体等からの相談に関する事。 8 所管する施設の利用者の感染予防等に関する事。 9 所管する施設及び公園の維持管理に関する事。 10 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。

部の名称	分 掌 事 務
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関する事。 3 感染予防策の広報に関する事。 4 市民、医療機関等からの相談に関する事(保健医療分野に限る。) 5 相談体制の整備、調整及び運営に関する事。 6 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への入院の勧告及び患者の移送等の協力に関する事。 7 医療の提供体制の確保に関する事。 8 予防接種の実施に関する事。 9 抗インフルエンザウイルス薬等の医薬品の確保等の連絡調整に関する事。 10 国、東京都等との連絡調整(保健医療分野に限る。)に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 情報等の収集及び提供に関する事。 13 遺体の取扱い及び野外収容施設の設営に関する事。 14 社会福祉施設等における感染防止等に関する事。 15 高齢者、障害者等の支援に関する事。 16 所管する施設の利用者の感染予防等に関する事。 17 所管する施設の維持管理に関する事。 18 保育園及び幼稚園との連絡調整に関する事。 19 認可外保育施設との連絡調整に関する事。 20 市内に在住外国人の関係団体等との連絡調整に関する事。 21 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関する事。 22 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通機能の維持について他機関との連絡調整に関する事。 2 市の管理する道路、橋りょう及び河川の維持管理に関する事。 3 市の管理する道路等の交通対策に関する事。 4 市が施行する工事の安全管理に関する事。 5 下水道機能の維持に関する事。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。
出納部(会計)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関する事。 2 支払資金の把握及び確保に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。

部の名称	分 掌 事 務
教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立の小学校及び中学校の感染予防等に関する事。 2 東京都教育委員会との連携に関する事。 3 教育課程の編成に関する事。 4 所管する施設の利用者の感染予防等に関する事。 5 所管する施設の維持管理に関する事。 6 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事。 7 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。
協力部 (議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会等との連絡調整に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の二つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、「1 サーベイランス（監視体制）への協力・情報収集」、「2 情報提供・共有」、「3 市民相談」、「4 感染拡大防止」、「5 予防接種」、「6 医療」、「7 市民生活及び経済活動の安定の確保」及び「8 都市機能の維持」の八つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス（監視体制）への協力・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析が行われる。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替えられる。

これらのことから、市は、国及び都が実施する様々なサーベイランスについて、協力の要請があった場合には、可能な範囲で協力する。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者、妊婦、慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国及び都の情報を市民に正確に伝えることが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

市民については情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。そのため、外国人や障害者など情報を入手、知覚及び理解することが困難な人にも配慮し、受取手のニーズに合わせた情報提供のために、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 市民

ア 平常時の普及啓発

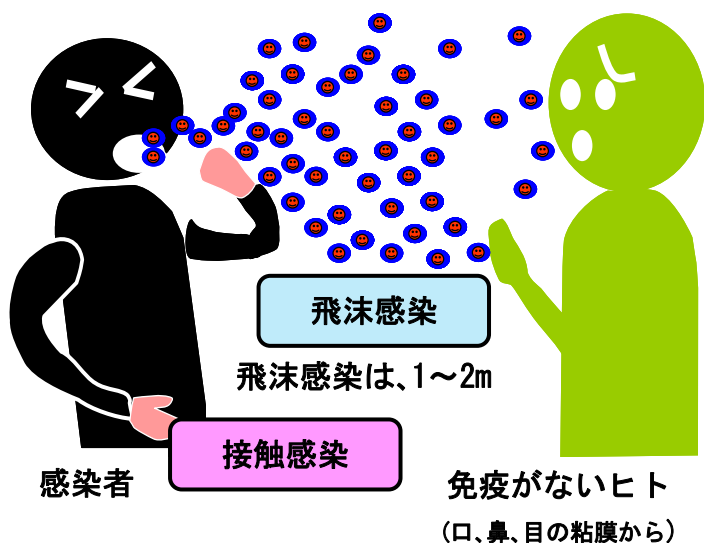
未発生期から、インフルエンザを含む感染症についての正しい知識と適切な予防策について、普及啓発を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、初めて新型インフルエンザ等の感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起らないよう、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ、Twitter 等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、市や都からの情報に従って医療機関への受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザ等の感染経路は、「飛沫感染（*1）」と「接触感染（*2）」であると考えられており、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(*1) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5 ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(*2) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触により感染する経路を指す。

出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関への受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、ホームページ、Twitter 等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、政府が特措法第32条に基づき、都を当該区域として新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出した時や発生段階に応じて必要と認めた場合には、市対策本部を設置するとともに、予防策の徹底などを呼び掛ける。

また、市対策本部設置後には、新型インフルエンザ等の発生状況や対策に係る情報を一元的に管理する。

高齢者や障害者及び市に在住又は滞在する外国人に対しては、関係機関、関係団体などの協力を得て、情報提供する。

ウ 患者等の個人情報

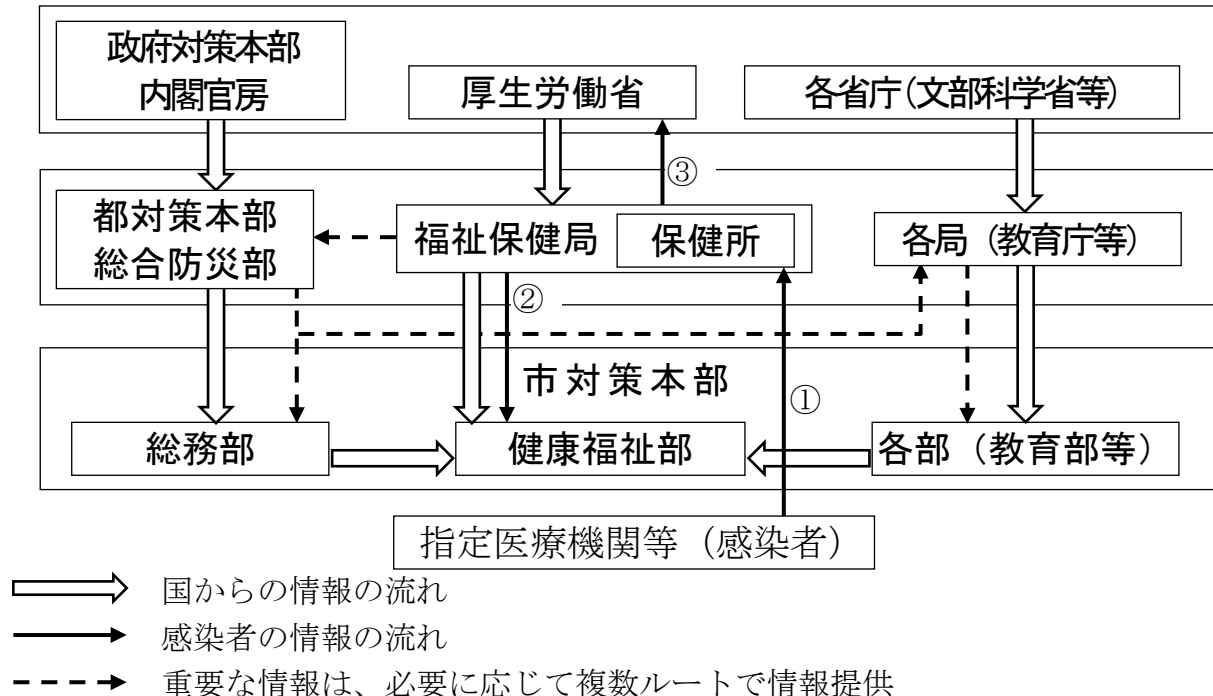
個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を引き起こさないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する情報内容のレベルがほかの自治体とばらつくことのないよう、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の公表範囲を基本とし、混乱が生じることのないよう留意する。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公開範囲

事 例	公 表 範 囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

○新型インフルエンザ等に関する国から市への情報及び感染者に関する情報の流れ



(3) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会（以下「感染症ブロック協議会」という。）等を活用して情報の共有化を図るとともに、武蔵村山市医師会（以下「市医師会」という。）等との緊急時情報連絡体制を構築する。

(4) 事業者等関係団体

平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報提供及び業務計画の作成の助言など、対策の推進を支援する。

また、発生時には、発生状況や感染予防策などを情報提供し、各団体での対応及び周知を依頼する。

3 市民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関わらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。発生当初は、国の要請により都が設置する新型インフルエンザ等相談センターを案内する対応となるが、国のQ&Aが作成されるなど、市での対応が可能となった場合には、相談対応時に新型インフルエンザ相談センターが患者の受診先医療機関の案内を行うことについての説明を行う。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど弾力的な対応を図る。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。また、緊急事態が宣言された場合に、都知事による施設の使用制限等の要請、指示が行われたときには、必要に応じて、適宜協力する。

市の施設についても、利用者に対する手指消毒や咳エチケットを呼びかけ、施設出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、その他の相談について実施方法の変更や延期又は中止する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、その他の相談の開催や施設の利用等が変更になったものについては、市公式ホームページ、Twitter等に情報を掲載するなど、利用者への周知を図る。

さらに、各部に寄せられた市民からの相談や情報を、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講ずる。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、咳エチケットや手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、職場での感染予防策など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階ごとに実施する。

市内で発生した場合には、早い段階で市内の集客施設及び市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、関係団体にも同様の取組を実施する

よう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の移動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定し対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、都知事は特措法第 45 条の規定に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請、指示するため、都がこれらの対策を行った場合には適宜協力する。

○都からの感染拡大防止策の協力依頼（特措法第 24 条）

- ① 都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ② 都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③ 都の関連団体、委託事業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④ 事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

○都の緊急事態宣言時の対応（特措法第 45 条）

- ⑤ 施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥ 正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 個人における感染防止策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促すとともに、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

また、患者発生時には、保健所において、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等（※）で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、感染を拡大させないための保健指導等が行われる。

※ 感染症指定医療機関

感染症法に指定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関
（都内 10 医療機関（平成 26 年 11 月現在））

(2) 学校における感染防止策

ア 市立小中学校

発生時には、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、保健所に報告するとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講

ずる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

さらに、感染が拡大し市内で流行した場合は、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立小中学校の閉鎖について検討する。

イ 私立学校

都は、各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、都が必要に応じて、臨時休業などの措置を採るよう要請した場合には、市はこれに協力する。

ウ 社会福祉施設

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対しては、従業員の感染予防策の励行等の健康管理、発熱等の症状がある従業員の就業制限の対応等の協力を依頼する。

平常時から、市民や事業者に対し、発生時に実施し得る感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、市民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都において、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて、都と連携して周知に努める。

イ 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、自ら率先して、休止する行事や利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口での感染拡大を防止し、来庁者や職員への感染リスクの低下を図るため、来庁者の導線を整理するなどの工夫をする。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン（※1）とパンデミックワクチン（※2）の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。（新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため。）

※1 今後発生する可能性のある新型インフルエンザを予測し、そのウイルス株を用いて、あらかじめ製剤化したワクチンを指す。

※2 実際に新型インフルエンザが発生した後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから製造開始するワクチンであり、6か月以内に全国民分のワクチンを製造することを目指している。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

○ 登録事業者のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○ 新型インフルエンザ等への対策の実施等に携わる国家公務員、地方公務員で、次のいずれかの区分に該当する者

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施等に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施等に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

○ 市が実施主体となる特定接種の対象となり得る市職員等

特定接種の対象となり得る職務	職 種	区 分
市対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市対策本部員	区分 1
市対策本部の事務	市対策本部事務局員	区分 1
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、検体の採取	市保健師、市保健相談センター職員	区分 1
新型インフルエンザ等対策に必要な市の予算の議決、議会への報告	市議会議員	区分 1
市議会の運営	市議会関係職員	区分 1
消火、救助活動	消防団員	区分 2
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道事業に従事する職員	区分 3

政府ガイドラインから抜粋

(3) 住民接種

ア 種類

○ 臨時の予防接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われた場合、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき接種を行う。

○ 新臨時予防接種

緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき接種を行う。

イ 対象者

住民接種については、市内居住者を対象に原則として集団的接種により実施する。なお、長期入院・入所者、里帰り分べんの妊婦及び同伴の小児等についても接種対象者とするが、健康被害救済については、予防接種法第 15 条の規定に基づき、住民基本台帳の登録のある区市町村において行うこととなる。

ウ 接種順位

パンデミックワクチンの供給開始から全国民分が供給されるまで、最大で 6 か月間を要するといわれているため、政府対策本部において、接種順位が決定される。接種順位の考え方は、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方などがある。

対象者を次の四つの群に分類し、国の決定を踏まえて、住民接種を実施する。

○ 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

エ 接種体制

ワクチンの大部分が大きな単位（10ml等）のバイアルで供給されることから、原則として、100人以上を単位とした集団的接種により実施する。

なお、小さな単位（1ml等）のワクチンは、妊婦や在宅医療の受療中の患者など、特に必要な者が利用するものとし、個別接種により行うことができる。

また、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

会場の確保や具体的な接種の手順については、国等の資料を参考にするとともに、市医師会等と連携を図りながら、あらかじめ計画しておく必要がある。

	臨時の予防接種	新臨時予防接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種（一部個別接種可）	
自己負担	なし	あり （低所得者を除き実費徴収可）
費用負担割合	国 1/2、都 1/4、市 1/4	国 1/2、都 1/4、市 1/4 （低所得者分のみ）
健康被害救済の費用負担	国 1/2、都 1/4、市 1/4	

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

医療提供体制の整備の実施主体は都であるが、市としても市民への周知等を含め、医療提供体制やその整備について十分に確認し、又は必要に応じて協力するものとする。また、都や市医師会等関係機関と協議の上、市内医療機関の医療提供体制の整備について必要な支援を行うこととする。

(2) 医療提供体制

新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、医薬品、医療材料及び臨床等）を効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整えておく必要がある。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策が最も有効であり、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）が発生した場合は、感染症法に基づき都は感染症指定医療機関で入院医療を行う。ある程度限定された医療機関で診療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備を行う期間にもなる。

なお、新型インフルエンザ等の患者が、都の新型インフルエンザ等相談センターからの案内を受け新型インフルエンザ等専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、新型インフルエンザ等専門外来に指定されない一般医療機関においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診察を行うことを念頭に置き、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関においては、院内感染防止対策を検討しておくこととし、市においてもそれを支援する。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診察を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は都の新型インフルエンザ等相談センターを介さずに、直接訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関に置いて受け入れることとなる。その際、市は市内における新型インフルエンザ等患者の診療提供体制を、市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるほか、流行段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ等専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) ——— 陰性(-)			全ての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院又は自宅療養		小児・重症患者 受入可能医療機 関の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の措置の要請 ・ 臨時医療施設の活用 		

(3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、都知事は特措法第48条第1項の規定に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

また、特措法第48条第2項の規定に基づき、都知事は同条第1項の規定に係る事務の一部を市長が行うこととすることができることとなっている。

7 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等は各地域での流行が、最大で約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生したときは、多くの国民が罹患し、また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限とできるように、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時に備えた事前の準備をするとともに、発生時にはお互い協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

市民に対し、平常時から食料品・生活関連物資等の備蓄について推奨し、発生時には、購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

また、生活必需品の安定供給を図るため、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、安定供給並びに買占めや売惜しみにより価格が高騰しないよう、製造・販売・流通業者などの業界団体を通じて要請する。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者と施設外部者との接触制限等により感

染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達や安否確認等について、地域の実情に即し、自治会等地域住民団体、ボランティア等に協力を依頼する。

ウ ごみの搬出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請等

都は、市民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することがないように、都行動計画に基づき業務継続を要請することとなるため、市においては、都からの情報提供を受けて、市民に対して必要な周知を行う。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速にわかりやすく周知するとともに、市条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、遺体からの感染を防止する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬儀業者や市民の理解を得るよう努める。併せて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排せつ物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族の理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の危害が生じる場合は、特措法に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋葬又は火葬する特例措置が実施されるので、当該特例措置に基づく手続を行う。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、遺体を一時的に安置するための臨時遺体収容所を確保し、迅速に埋葬又は火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別

な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、市が実施している各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小するなど工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を100%維持することは困難になるが、市民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中する。

また、感染防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、防犯・防災機能を維持し、市民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

(1) ライフライン機能の維持

市が運営するライフライン機能は、市民生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っているため、その機能を維持する。

このため、職員の感染予防策を徹底するとともに、事業継続に不可欠な業務要員について、経験者や退職者を活用するなどして確保するとともに、マスクなどの个人防护具等を計画的に備蓄する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関が提供するライフライン機能を継続するため、平常時に業務計画を策定し、業務を継続する。

(2) 市民の安全・安心の確保

市民の暮らしの安全・安心を守るため、警察署、消防署、消防団等と連携し、防犯・防災機能の維持・継続を図る。

(3) 市行政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、市の業務について、新型インフルエンザ等発生に際して実施する業務を「新たに発生する業務」とし、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に整理する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接かかわるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルス感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

<業務区分の考え方>

区分	考え方	主な業務（例示）
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談・保健業務など ②住民に対する予防接種業務
通常業務	B 継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市政業務維持のための基盤業務
	C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止するなど、工夫して実施する業務
	D 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務
		①許認可、届出・交付、窓口相談業務など ②ゴミ収集業務など
		①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員 100% (左側)

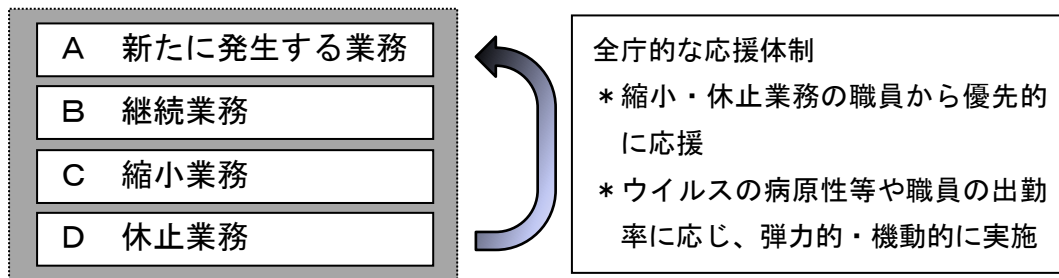
職員 60% (右側)

イ 各部の事業継続と応援体制

各部は、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、武蔵村山市新型インフルエンザ等業務継続計画（以下「BCP」という。）により、業務を継続する。

また、保健衛生及び危機管理部門等、人員が不足する部に対しては、市対策本部体制の下、全庁的な応援体制により対応する。

＜業務の整理と応援体制＞



ウ 市庁舎での感染拡大防止策

市庁舎内で感染が拡大しないよう、庁舎入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、市民や事業者に協力を依頼する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

都内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要性が生じた場合には、以下に示した対策（職員の健康管理・市庁舎内での感染拡大防止）を実践し、市民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

＜市庁舎内での感染拡大防止＞

事 項	実 施 方 法
各種届出・申請等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、郵便、メール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急を要するものに限定し、電話、メール等を活用して実施
市職員の登庁時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は職場に準備した体温計で検温 ・ 発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市庁舎内委託業者への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎内に勤務する委託業者に対し、市職員と同様の感染拡大防止策を講ずるよう要請
来庁者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請・相談の集中受け付け等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者の入庁制限や受付窓口に簡易なシールドを設けるなどの物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスク等を使用
配送業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限

エ 職員の健康管理

市職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が対象区域を指定して緊急事態宣言（※1）を行ったときは、直ちに武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市対策本部を設置する。政府行動計画及び基本的対処方針（※2）等、都行動計画や市行動計画に基づき、必要に応じ、以下の緊急事態措置を講じる。なお、都が実施主体となる措置について、市は協力する。

緊急事態措置の実施に当たり、新型インフルエンザ等の感染拡大により、市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、特措法第38条に基づく事務の代行を都知事に対して要請する。

また、特措法第39条第2項及び第40条に基づく応援を必要とする場合には、都知事等に対して応援を求める。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「政令」という。)第11条に基づき施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、都知事が決定する。

市は、都が実施する感染拡大防止に関する措置について、適宜協力する。

○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

〔 病院、食料品店（百貨店の食料品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等 〕

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）

〔 ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設 〕

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことのできない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1,000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 都が行う措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第45条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第12条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第12条）
- 施設の消毒（政令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

都知事は、特措法第45条に基づき必要最小限の措置を行う場合は、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止策と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4)実施方法

○都民

都知事は、特措法第45条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

○区分1施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

都知事は、特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示が行われた際には、その施設名が公表される。

○区分3施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

都知事は、特措法第24条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第24条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の

生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条に基づき、指示を行う。

要請・指示が行われた際には、その施設名が公表される。

2 予防接種

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、市民に対し、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療、医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、市と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染の拡大防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 市民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者である都は、都行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めると

ころにより、感染拡大防止の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

(3) サービス水準に係る市民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、市民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

都は、緊急の必要がある場合に運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、都は必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた市民からの相談や情報を、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(6) 都が行う物資の売渡しの要請等

都は、対策の実施に必要な医薬品、食料、燃料などの物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、当該物資等が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは必要な物資を収用する。

また、都は、特定物資の確保のため緊急に必要な場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命ずる。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(8) 埋葬・火葬の特例等

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を確保する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要と考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう、警察に対して要請する。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物インフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 国や都と連携し、発生の早期確認に努める。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、市行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り対応体制、関係体制の構築や訓練の実施、人材育成等の事前準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

国や都が行うサーベイランスを注視し、発生状況等についての情報を収集する。

- 都が行う感染症発生動向調査情報等を注視し、発生状況等について情報収集する。（健康福祉部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について、市報や市公式ホームページ等により周知し、新型インフルエンザ等の発生時に可能な限り混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報及びマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、市報や市公式ホームページ等により、普及啓発を行う。（健康福祉部）
- 新型インフルエンザ等の感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をす

<未発生期>

ることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（健康福祉部）

- 事業者に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部）
- 新型インフルエンザ等の発生時は、市民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、また、政府が緊急事態宣言をした場合は、都知事が必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知する。（健康福祉部）
- 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、市の広報媒体について事前に検討し、広報手段を整備する。（企画財務部及び健康福祉部）

特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、市民への重要な情報については、事前に検討しておく。（企画財務部、総務部及び健康福祉部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会、武蔵村山市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）及び武蔵村山市薬剤師会（以下「市薬剤師会」という。）等の関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、市行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 市医師会等の関係機関と情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。（健康福祉部）
- 感染症ブロック協議会（保健所主催）等を通じて、情報連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- 教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。（教育部）
- 医療機関等については、適宜、市行動計画に関する説明を行うなど、市の新型インフルエンザ等への対策の周知を図る。（健康福祉部）

(3) 市民相談

関係各部が連携して、全庁的な相談体制を構築する。

- 市民からの生活・福祉等の多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。（企画財務部、健康福祉部及び関係各部）

(4) 感染拡大防止

対策のための準備として、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策及び接触感染予防策の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。（健康福祉部）
- 感染が疑わしい場合は、都が設置する新型インフルエンザ等相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるよう説明し、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。（健康福祉部）
- 市立小中学校においては、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策に努める。（教育部）
- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、市民、事業者に周知し、理解を求める。（健康福祉部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

ワクチン供給については、都と連携して円滑な受入態勢を構築する。

- ワクチンの対象別必要数を把握する。（健康福祉部）
- 都と連携してワクチンの円滑な供給体制を構築する。（健康福祉部）

イ 特定接種

国の基本的対処方針に基づき、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- 特定接種対象業務に従事する市職員の接種体制を構築する。（総務部及び健康福祉部）

<未発生期>

- 必要に応じて、都から市内の特定接種に係る登録事業者の情報を収集し、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、必要な支援を行う。
(健康福祉部)

ウ 住民接種

市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 円滑な接種の実施のために、都の支援を受け、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する区市町村以外の区市町村における接種が可能となるよう努める。(健康福祉部)
- 速やかに接種することができるよう、市医師会、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(健康福祉部)

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制について、保健所を中心として、市医師会等の関係機関と協議する。

- 新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、感染症ブロック協議会(保健所主催)等を活用する。また、人工呼吸器管理が必要な患者や小児患者の受入れにおける連携等、市内及び地域における医療提供体制の整備について協議する。(健康福祉部)

イ 新型インフルエンザ等専門外来

都は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ等専門外来を設置するため、あらかじめ指定された医療機関への支援を行う。市は、その対策等に協力する

- 市は、都が行う新型インフルエンザ等専門外来の設置に際し、市医師会と連携して医療機関の情報収集に当たる。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民に対して、食料や生活必需品の備蓄の必要性について周知する。

市内に居住する高齢者、障害者等の要援護者を事前に把握する。火葬能力や遺体の一時的な安置施設等についても、あらかじめ検討する。

- 食料や生活必需品の備蓄の必要性について、市報や市公式ホームページ等により周知する。（総務部、健康福祉部）
- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を検討する。（健康福祉部）
- 火葬場の火葬能力、一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民部、健康福祉部）

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、全庁的な緊急連絡体制を整備する。（総務部、健康福祉部）
- 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時のBCP、対応マニュアル等を整備する。（健康福祉部及び関係各部）

2 海外発生期

〈海外発生期〉

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

〈目的〉

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2 市内発生に備えて体制の整備を行う。

〈対策の考え方〉

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、十分な準備を進める。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 市内発生した場合に早期に発見できるよう、関係機関と連携の上、市内の情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。
- 5 市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、市民生活及び経済活動の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種の協力、パンデミックワクチンの接種体制の構築準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

国や都では、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化されるため、市は、国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集するとともに、発生の兆候がみられた場合には、市医師会等との連携を強化する。

- 都が行う感染症発生動向調査情報等に注視し、発生状況等について情報収集するとともに、発生の特候がみられた場合は市医師会等との連携を強化する。（健康福祉部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、市報や市公式ホームページ等様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 政府対策本部の設置後、速やかに、都対策本部が設置され、新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び都民への感染予防策の励行の呼び掛けや、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ等相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ等専門外来を受診すること。）等についての周知が強化されるため、市は、適宜協力する。

また、発生状況などWHOや国の最新情報を市公式ホームページなどにおいて、市民や事業者に情報提供し、注意喚起を行う。（健康福祉部）

- 政府が都を対象区域とする緊急事態を宣言した場合は、都知事が必要に応じて特措法に基づき、施設の使用制限や催物の開催制限、市民への外出自粛等を要請することもあり得ること、また、これに伴い平常時より一部サービスが低下することを事前に周知する。（総務部及び関係各部）
- 外国人に対しては、市や関係機関等を通じて、情報提供する。（企画財務部及び健康福祉部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供する。（協働推進部及び健康福祉部）
- 必要に応じて、市対策本部を設置した場合は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を一元的に管理する。また、市全体の対応を分かりやすくするため、市公式ホームページに掲載し、市民に周知する。（企画財務部、総務部及び健康福祉部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

- 市医師会等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。（健康福祉部）

〈海外発生期〉

- 都との連絡体制の強化を図る。（総務部及び健康福祉部）

(3) 市民相談

海外において新型インフルエンザ等が発生した段階で、都は国の要請により新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設し、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、保健医療に関する一般相談に対応する。

市においても、市民からの相談件数等を考慮し、速やかに新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、受診方法の相談のほか生活に関する相談等に対応する。

- 市民に対し新型インフルエンザ等相談センター等の周知を徹底する。特に、発生早期に新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が新型インフルエンザ等相談センター等を介さずに直接一般医療機関を受診することがないよう、新型インフルエンザ等相談センター等の役割を含め、新型インフルエンザ等専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。（健康福祉部）

(4) 感染拡大防止

市民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、市内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。（健康福祉部）
- 市立小中学校については、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。市内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。（教育部）
- 必要に応じ私立学校に情報提供する。（総務部）
- 市内発生に備え、国、都等の情報を収集し、市の方針等を検討する。（健康福祉部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

国が行うパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量、住民接種の際の優先すべき順位の基本的な考え方等についての情報を収集し、接種体制等について検討する。

- 都からパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量等についての情報を収集、ワクチン供給に関する具体的な方法等について都や関係事業者と協議を開始する。（健康福祉部）
- 供給されたワクチンの保管に係る準備を進める。（健康福祉部）
- 都や関係機関と連携し、ワクチン接種を行う際の医療資材の確保に努める。（健康福祉部）

イ 特定接種

国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

- プレパンデミックワクチンの供給方法等に係る情報収集を行う。（健康福祉部）
- 特定接種に係る医療資器材の確保を行う。（健康福祉部）
- 国の決定に基づき、市が実施主体となる対象者等に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部及び健康福祉部）
- 必要に応じて、特定接種の登録事業者と連絡調整を図る。（総務部）

ウ 住民接種

市は、事前に取り決めた接種体制（接種場所や人員確保等）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給できる準備を行うとともに、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等と疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等を諮問委員会に諮った上で、決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、市は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報を提供する。

市は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、保健相談センターや学校など公的な施設の利活用、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- 国の要請に基づき、事前に定めた接種方法により、全市民に対して集団的な接種を基本として、円滑に住民接種が実施できるよう、準備を開始する。（健康福祉部）

〈海外発生期〉

- 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種として実施する。（健康福祉部）
- 緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として実施する。（健康福祉部）
- 基本的対処方針に基づく優先接種対象者の特定を行う。（健康福祉部）
- 市医師会等の関係機関との連携を強化して、集団的接種を行う際の医療関係者の確保を行う。（健康福祉部）
- 市関係各部と協議の上、集団的接種を行う際の接種会場の確保を行う。（健康福祉部及び関係各部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関は、速やかに新型インフルエンザ等専門外来を開設する。新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者は、新型インフルエンザ等相談センターからの紹介により、専門外来において受診することとなる。

なお、専門外来の開設場所は非公開となっている。

- 新型インフルエンザ等の海外での発生状況等の情報を医療機関等に対して情報提供する。（健康福祉部）
- 院内感染防止策等の情報を医療機関に提供する。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の適切な備蓄の必要性について周知するとともに、消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

- 食料や生活必需品の備蓄の必要性について、市報や市公式ホームページ等により周知する。（健康福祉部）
- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買い占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動をとるよう呼び掛ける。（協働推進部及び健康福祉部）
- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続を引き続き検討する。（健康福祉部）
- 一時的に遺体を安置できる施設等について、引き続き検討を行うとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民部及び健康福祉部）

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 市行動計画等を確認し、国内での発生に備えた業務継続のための準備を依頼する。（総務部及び健康福祉部）

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 1 都内や市内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県の情報収集し、適切に情報提供することにより感染拡大防止策を徹底する。

<対策の考え方>

- 1 都内や市内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

市は、引き続き、国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集するとともに、医療機関、市立小中学校、保育所、幼稚園、子育て支援施設及び福祉施設等での発生情報について、迅速に情報収集する体制を構築する。

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

他道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、市報や市公式ホームページ等を利用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生状況及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、市報や市公式ホームページにより市民に情報提供し、市民へ感染予防策の励行を呼び掛ける。（健康福祉部）
- 外国人に対しては、市や関係機関等の協力を得て、情報提供する。（企画財務部、健康福祉部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（協働推進部、健康福祉部）
- 必要に応じて、市対策本部を任意に設置した場合、新型インフルエンザ等への対策に係る情報等を一元的に管理する。また、市全体の対応を分かりやすくするため、市公式ホームページに掲載し、市民に周知する。（企画財務部、総務部、健康福祉部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生に備えた協力を依頼する。

- 市医師会等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、市内発生後の対応策について協力を依頼する。（健康福祉部）
- 都と連携し、情報共有を図る。（健康福祉部及び関係各部）

(3) 市民相談

引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口において、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を受けるよう案内を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（健康福祉部）
- 市立小中学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。（健康福祉部、教育部及び関係各部）
- 発生した道府県の感染者の重症度等を都から情報収集し、都内発生後の市の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。
また、感染リスクが高い施設について、国の方針に基づき市の方針等を決定し、市内発生時の対応を準備する。（健康福祉部及び関係各部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

パンデミックワクチンが、全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給可能になり次第、接種を開始できるよう準備を進める。

また、具体的なワクチンの供給方法等について、都や関係事業者と事前に協議した内容について確認する。

イ 特定接種

国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

<国内発生早期>

- 国の決定に基づき、市が実施主体となる対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、健康福祉部及び関係各部）
- 必要に応じて、特定接種の登録事業者と連絡調整を図る。（総務部及び関係各部）

ウ 住民接種

事前に取り決めた接種体制（接種場所や人員確保等）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

- 国の要請に基づき、事前に定めた接種方法により、全市民に対して集団的な接種を基本として、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。（健康福祉部）
- 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種として実施する。（健康福祉部）
- 緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として実施する。（健康福祉部）
- 基本的対処方針に基づく優先接種対象者の確認を行う。（健康福祉部）
- 市医師会等の関係機関との連携を強化して、集団的接種を行う際の医療関係者の確保に係る具体的な手続を行う。（健康福祉部）
- 市関係各部と協議の上、集団的接種を行う際の接種会場の確保に係る具体的な手続を行う。（健康福祉部及び関係各部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関等において新型インフルエンザ等専門外来が開設されており、患者の受入れが引き続き行われる。

感染拡大により、感染症診療協力医療機関等の新型インフルエンザ等専門外来が飽和状態になる場合に備えて、市医師会等と調整を図る。

- 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の適切な備蓄の必要性についての周知や購入時の適切な行動、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、市内での発生、流行に備えた準備をする。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動をとるよう呼び掛ける。（協働推進部及び健康福祉部）
- 高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。（協働推進部、健康福祉部及び関係各部）

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 市民生活や経済活動を支える市の事業を継続できるよう、市内での発生、流行に備えた対応を準備する。（協働推進部及び健康福祉部）
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応などの防犯・防災機能を維持する。（総務部）

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府が緊急事態宣言を行った場合、市対策本部を設置し、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第実施する。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

市は、引き続き、国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集するとともに、医療機関、市立小中学校、保育所、幼稚園、子育て支援施設、福祉施設等における集団発生の把握を強化する。

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

市民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報を提供する。

- 感染拡大防止のために標準予防策の励行を市民に呼び掛ける。都内での発生状況など最新情報を市報や市公式ホームページ等において、市民に情報提供し、風評等による混乱の防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いに

については、患者等の人権に十分配慮する。（企画財務部及び健康福祉部）

- 事業者に対して、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。
また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。（総務部、協働推進部及び関係各部）
- 外国人に対しては、市や関係機関等の協力を得て、情報提供する。（企画財務部及び健康福祉部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（協働推進部及び健康福祉部）
- 市対策本部を設置した場合、新型インフルエンザ等への対策に係る情報等を一元的に管理する。（総務部及び健康福祉部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、市内発生の対応及び都内感染期に備えた準備をする。（健康福祉部）
- 都との連絡体制を強化する。（総務部、健康福祉部及び関係各部）

(3) 市民相談

引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口において、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、新型インフルエンザ相談センターへ連絡し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を受けるよう案内を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、市に寄せられた相談内容を市対策本部で共有し、必要な対応を講ずる。

- 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる市の業務の問合せについて対応する。
また、各部に寄せられた市民や事業者からの相談内容を市対策本部で共有し、必要な対策を講ずる。（健康福祉部及び関係各部）

(4) 感染拡大防止

ア 市内での感染拡大防止策

学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

市民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の

<都内発生早期>

励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、市の施設において、率先して感染予防策を実施する。

- 市立小中学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講ずる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。（健康福祉部及び教育部）

- 市民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。（健康福祉部）
- 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、都知事は感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。

また、市民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。（総務部、健康福祉部及び関係各部）

- 市の施設及び市が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。（総務部、健康福祉部及び関係各部）
- 市の施設内で業務を行う事業者に、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。（健康福祉部及び関係各部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始できるよう、引き続き準備を進める。

イ 特定接種

市職員等の特定接種対象者に対する接種の指示が国から出された場合は、集団的接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

- 国の決定に基づき、市が実施主体となる対象者に対して、集団的接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、健康福祉部及び関係各部）
- 必要に応じて、特定接種の登録事業者と連絡調整を図る。（総務部及び関係各部）

ウ 住民接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保等）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

- 国の要請に基づき、事前に定めた接種方法により、全市民が集団的な接種を基本として、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。（健康福祉部）
- 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種として実施する。（健康福祉部）
- 緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として実施する。（健康福祉部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関等において新型インフルエンザ等専門外来が開設されており、患者の受入れが引き続き行われる。

感染拡大により、感染症診療協力医療機関等の新型インフルエンザ等専門外来が飽和状態になる場合に備えて、引き続き、市医師会と調整を図る。

- 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の備蓄の推奨や購入時の適切な行動、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、市内での発生、流行に備えた準備をする。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動をとるよう呼び掛ける。（協働推進部及び健康福祉部）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談体制を検討する。（協働推進部）
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都に対し情報の

<都内発生早期>

提供を求め、準備をする。(関係各部)

- 高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。(市民部、協働推進部及び健康福祉部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、公共施設(市の施設等)を使用する準備を行う。

- 都と連携し、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体の一時収容所として使用できる施設を検討する。(健康福祉部)
- 遺体収容所として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。(健康福祉部)

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 市民生活を支える市の事業を継続できるよう、BCPやマニュアル等を確認し、業務を実施する。(関係各部)
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など防犯・防災機能を維持する。(総務部)

5 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、又は入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の再分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ等の患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。都による入院勧告体制が解除され、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換が行われる。

このため、都内感染期においては、通常で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の内院体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（内院体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の三つに細分類し、記載する。

<都内感染期>

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症患者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

都内での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ等専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数調査が中止される。

市は、市内等の患者の発生状況を注視しつつも、国や都が行うサーベイランスの変更等の状況について、情報収集する。

- 都を通じて、市内等の患者の発生状況を注視しつつも、新型インフルエンザ等専門外来の中止及び国や都が行うサーベイランスの変更等の状況について、情報収集する。（健康福祉部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、通常の医療提供体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、市報や市公式ホームページ等の広報手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、都内の対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。（企画財務部、健康福祉部及び関係各部）
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を市報や市公式ホームページにおいて、市民に情報提供し、情報不足による混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を引き起こさないよう留意する。（企画財務部及び健康福祉部）
- 事業者に対して、市内の発生状況等を情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防、催物等の自粛等を呼び掛ける。（協働推進部及び健康福祉部）

- 外国人に対して、必要な情報が周知できるよう留意する。（企画財務部及び健康福祉部）
- 高齢者や障害者等に対して、地域での周知等、きめ細やかな周知を図る。（協働推進部及び健康福祉部）
- 新型インフルエンザ等の情報を一元的に管理する。（総務部及び健康福祉部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換などの新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療の継続を要請する。

- 市医師会等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。（健康福祉部）
- 都、保健所との連携を強化し、情報共有を図る。（総務部、健康福祉部及び関係各部）

(3) 市民相談

新型インフルエンザ等専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談窓口で市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受け入れ態勢の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、市民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、市が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 新型インフルエンザ等相談窓口における保健医療に関する相談対応については引き続き対応するが、都に寄せられている相談内容の情報や相談体制の変更依頼等を踏まえ、状況に応じて体制を変更する。（健康福祉部）
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、市公式ホームページに情報を掲載するなど、利用者への周知を図る。（企画財務部、健康福祉部及び関係各部）

(4) 感染拡大防止

都内感染期へ移行した段階で、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止されるため、広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要

<都内感染期>

に応じ、不要不急の外出自粛の要請、市内施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等が行われることから、広く市民に周知する。

- 学校や通所型の福祉施設等の臨時休業について、必要に応じて各設置者等と協議を行う。（健康福祉部、教育部及び関係各部）
- 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底及び不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。
なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを周知する。（総務部、健康福祉部及び関係各部）
- 事業者に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。（協働推進部及び健康福祉部）
- 市内循環バス（MMシャトル）の運行事業者に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。また、利用者に対しても、適切な感染予防策を講ずるよう呼び掛ける。（健康福祉部及び都市整備部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

パンデミックワクチンの供給については、引き続き都や関係事業者と連携の上、円滑な供給体制を確保する。

イ 住民接種

市において事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保等）に基づき、円滑に住民接種を実施する。

緊急事態宣言がされている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ等相談センター等を介さずに、直接受診し、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者については、全ての一般入院医療機関が受け入れる。

＜第一ステージ（通常の院内体制）＞

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、市医師会を通じて医療機関に周知する。（健康福祉部）
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促す。（健康福祉部）
- 市医師会等関係機関の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康福祉部）

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 市は、地域における医療確保計画等に基づく地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援について、都や市医師会等関係機関と調整する。（健康福祉部）

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、都は医療機関へ要請し、医療法施行規則第10条ただし書による定員超過入院等が行われることとなる。また、定員超過入院等を行ってもなお、区域内の医療機関が不足した場合においては、都は、医療体制の確保等のために、特措法第48条の規定に基づき臨時の医療施設を設置することとなるが、その場合、市は、医療を提供するため、臨時の医療施設の設置に協力するものとする。（健康福祉部）
- 引き続き、都や市医師会と連携の上、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行う。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の購入に当たっての適切な行動、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について対応する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動をとるよう呼び掛ける。（企画財務部、協働推進部及び健康福祉部）

<都内感染期>

- 生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に係る事業者へ安定的な供給を確保するよう都を通じて要請する。（協働推進部）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談対応を行う。（協働推進部及び健康福祉部）
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。（健康福祉部）
- 自治会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力を依頼する。（協働推進部及び健康福祉部）
- 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。（協働推進部）
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。（総務部及び関係各部）

イ 遺体に関する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に收容するため、公共施設（市の施設等）を使用する。

- 遺体の一時收容所を確保し、適切に運用する。（健康福祉部）

(8) 都市機能の維持

市が所管するライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。

- 経済活動を支える市の事業を継続できるよう、BCPやマニュアル等により業務を実施する。（協働推進部、健康福祉部及び都市整備部）
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など防犯・防災機能を維持する。（総務部）

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状態

<目的>

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

国や都が行うサーベイランスを注視するとともに、市内の集団発生等の情報の把握に努める。特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 国や都が行うサーベイランスに注視するとともに、新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、市内の学校等における集団発生の把握に努める。（健康福祉部、教育部及び関係各部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を市民に周知し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供するとともに、情報提供の在り方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都内での流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、市報や市公式ホームページ等において、市民生活及び経済活動の速やかな回復を市民や事業者に呼び掛ける。また、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。（企画財務部、協働推進部及び健康福祉部）

<小康期>

- 事業者に対して、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。(健康福祉部)
- 外国人に対しては、関係機関等の協力を得て、情報提供する。(健康福祉部)
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。(協働推進部及び健康福祉部)
- 新型インフルエンザ等の情報の一元管理は、市対策本部の廃止とともに終了する。(健康福祉部)

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息及び「小康期」への移行について情報提供する。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 市医師会等の関係機関に対し、市内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。
また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。(健康福祉部)
- 都と連携し、情報提供を図る。(総務部及び健康福祉部)

(3) 市民相談

状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口の体制を縮小し、又は終了する。

- 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小し、又は終了する。(健康福祉部)

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力依頼を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の依頼を解除する。
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。(健康福祉部)

(5) 予防接種

第二波に備え、住民接種の未接種者に対し接種を勧奨する。

- 第二波に備え、住民接種の未接種者に対し接種を勧奨する。(健康福祉部)

(6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスができる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- 医療機関に対して平常の医療サービスができる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。(健康福祉部)
- 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況の確認・準備を呼び掛ける。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民、事業者に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。

- 市民、事業者に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。(企画財務部、協働推進部及び健康福祉部)

(8) 都市機能の維持

市行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。

- 市行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。(関係各部)

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月／平成 27 年 3 月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市健康福祉部健康推進課

〒208-0004

武蔵村山市本町一丁目 23 番地

武蔵村山市立保健相談センター

TEL 042-565-9315